業務委託仕様書

1　業務名

愛知県立新城有教館高等学校「放課後学習支援および不登校生徒等支援」業務委託

2　業務目的

文部科学省が示す「高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）～ネクストハイスクール構想～」を踏まえ、愛知県立新城有教館高等学校（以下「学校」という。）は、ネクストハイスクール構想を先導的に実現する拠点校として、地域との連携・協働による学習支援や生徒支援の充実に取り組むこととしている。

そこで、本事業では、地域の教育資源や人的資源を有効に活用し、協力機関と連携しながら放課後・長期休業期間中（以下、「放課後等」とする）における学習支援を実施することで、生徒一人一人の学習意欲や学力の向上を図るとともに、学ぶ意欲の高い高校生が継続して充実した学びに取り組むことのできる環境を整備することを目的とする。

また、不登校生徒や不登校傾向にある生徒に対して、学び直しの機会や相談体制を整備し、安心して学習や相談に取り組むことのできる居場所づくりを進めることで、一人一人の状況やニーズに応じたきめ細かな支援の充実を図る。

なお、本業務に係る委託期間は、放課後学習支援事業及び不登校生徒等支援事業を本格的に運用開始する令和９年度に向けた実証期間と位置付けるものとする。このため、生徒、保護者及び教職員等のニーズを的確に把握・分析するとともに、事業の効果や課題を検証し、地域及び学校の実情に即した指導体制及び支援内容の構築を図ることを目的とする。

3　業務委託期間

契約締結日から令和９年３月３１日まで

4　業務内容

本業務は以下の４点を中心に構成する。

- 放課後学習支援および不登校生徒等支援に関するニーズ調査
- 放課後学習支援事業に関する業務
- 不登校生徒等支援事業に関する業務
- 周知広報及び利用促進に関する業務

（１）放課後学習支援および不登校生徒等支援に関するニーズ調査

ア　概要

生徒、保護者及び教職員等に対して放課後学習支援事業や不登校生徒

等支援事業実施に係るニーズを把握する。

イ　具体的内容

・生徒、保護者及び教職員を対象としたアンケート調査又は聞き取り調査を実施する。

・放課後学習支援事業及び不登校生徒等支援事業に対するニーズ、課題及び期待される支援内容を把握・分析する。

・調査結果を踏まえ、令和９年度以降の本格実施に向けた事業内容、実施体制及び運営方法について提案を行う。なお、令和９年度以降に県内大学との連携・協働による大学生メンターを活用した学習支援の実施を見据え、その実施手法や運営体制についても併せて提案する。

（２）放課後学習支援事業に関する業務

ア　概要

生徒の多様な学習ニーズに応じた学習支援を実施し、意欲ある生徒が継続して学びを深めることのできる環境を整備する。委託期間内において「放課後等学習支援事業」は 12 回以上（各回３時間程度）実施する。なお、実施日時については、受託者及び新城有教館高校との協議のうえ、決定すること。（１）で実施したニーズ調査を踏まえ、受託者及び新城有教館高校と協議のうえ、変更することがある。

イ　具体的内容

・基礎学力の定着や習熟度に応じた学びを実現できるよう、学習支援を行うこと。

・生徒の進路希望や学習ニーズに応じた学習支援、資格取得支援その他必要な講座等を実施する。

ウ　業務実施

生徒、保護者及び教職員等のニーズ調査の結果を踏まえ、学校及び県教育委員会と協議の上実施するものとする。

エ　支援体制

・高校等の教育機関または民間の教育機関での指導経験を有しているスタッフを原則として現地へ２名以上派遣すること。

・学校の教育活動と密接に関係するという業務の性質を踏まえ、学校との連携を密に行うこと。

・委託期間中の利用動向や生徒のニーズ等に合わせ、必要に応じ適宜配置調整を行うこと。

（３）不登校生徒等支援事業に関する業務

ア　概要

不登校生徒や不登校傾向にある生徒その他支援を要する生徒に対して学び直しの機会や相談体制を整備し、安心して学習や相談に取り組むことのできる環境を構築する。委託期間内において「不登校生徒等支

援事業」は６回以上（各回３時間程度）実施する。

イ　具体的内容

・支援を要する生徒が安心して悩みや不安を相談できるよう、教育相談に関する知識及び経験を有するスタッフを配置し、相談体制を構築する。

・生徒個々の状況やニーズに応じた学び直しの学習支援を行う。

ウ　業務実施

生徒、保護者及び教職員等のニーズ調査の結果を踏まえ、学校及び県教育委員会と協議の上実施するものとする。

エ　支援体制

・教育相談または不登校支援の経験を有するスタッフ、高校等の教育機関または民間の教育機関での指導経験を有しているスタッフを原則として現地へそれぞれ１名以上派遣すること。

・学校の教育活動と密接に関係するという業務の性質を踏まえ、学校との連携を密に行うこと。

・委託期間中の利用動向や生徒のニーズ等に合わせ、必要に応じ適宜配置調整を行うこと。

（４）周知広報及び利用促進に関する業務

・（１）で実施したニーズ調査をもとに、生徒及び保護者に向けて、利用案内等の広報資料を作成し、配付すること。

（５）事業実施計画

放課後学習支援事業及び不登校生徒等支援事業の実施時期及び実施内容は、受託者及び新城有教館高校との協議のうえ決定するものとする。なお、生徒の継続的な利用及び支援効果の検証が可能となるよう、委託期間を通じて計画的かつ継続的に実施するものとし、特定の時期に実施が集中しないよう配慮すること。

５　業務要件

（１）対象

・新城有教館高校の全学年の生徒を対象とする。

（２）業務実施場所

・会場は新城有教館高校から徒歩 15 分圏内とし、受託者及び新城有教館高校と協議のうえ決定する。受託者は会場の確保、管理及び開錠・施錠その他運営に必要な業務を行うものとし、会場使用料は委託者の負担とする。

・４（１）で実施したニーズ調査を踏まえ、受託者及び新城有教館高校と協議のうえ、変更することがある。

（３）経費負担

・委託業務を遂行する上で必要となる経費は、契約金額の範囲内で受託者

が原則、負担すること。

・生徒及び保護者から受講料を徴収しないこととし、学習支援に使用する教材は原則として学校で使用している教材又は生徒が所有している教材とすること。

（４）受講者の安全確保

・受講者の安全確保を最優先とし、事故防止を図ること。

・災害、事故が発生した時は、避難誘導、被害拡大防止を迅速かつ適切に行うとともに、受託者及び新城有教館高校等の関係機関へ連絡調整を行うこと。

・重大な事故が発生した場合には、受託者及び新城有教館高校へ速やかに報告すること。

６　業務遂行体制

受託者は、本業務を円滑かつ確実に実施するため、業務総括責任者、放課後学習支援事業責任者及び不登校生徒等支援事業責任者を配置すること。なお、各責任者は相互に連携を図りながら業務を実施するものとする。

（１）業務総括責任者

ア　配置要件

学校教育、若者支援又は人材育成に関する事業の企画・運営経験を有し、本業務全体を総括できる者を配置すること。

イ　業務内容

・本業務全体の進捗管理及び運営管理を行うこと。

・学校、県教育委員会及び関係機関との連絡調整を行うこと。

・各事業責任者への指導及び助言を行うこと。

・業務実施状況及び成果の取りまとめを行うこと。

（２）放課後学習支援事業責任者

ア　配置要件

高校その他の教育機関又は民間教育機関において学習指導等の経験を有する者を配置すること。

イ　業務内容

・放課後学習支援事業の企画、運営及び進捗管理を行うこと。

・学習支援スタッフの配置及び指導を行うこと。

・生徒の学習ニーズの把握及び支援内容の調整を行うこと。

（３）不登校生徒等支援事業責任者

ア　配置要件

教育相談、不登校支援、若者支援その他これらに類する支援に関する知識又は実務経験を有する者を配置すること。

イ　業務内容

・不登校生徒等支援事業の企画、運営及び進捗管理を行うこと。
・相談支援スタッフへの指導及び助言を行うこと。
・生徒の状況及び支援ニーズの把握並びに支援内容の調整を行うこと。

（４）その他
・受託者は、業務実施状況、利用実績その他県教育委員会が求める事項について記録し、報告できる体制を整えること。
・業務総括責任者は、必要に応じて放課後学習支援事業責任者又は不登校生徒等支援事業責任者を兼ねることができる。ただし、本業務を適切に遂行できる体制を確保すること。

7　報告・資料作成

（１）県教育委員会に対し、業務遂行状況について、月１回以上の頻度で面談により報告すること（面談はオンラインによる実施を含む。）。

（２）受託者は県教育委員会に対して、ア及びイの資料を作成のうえ、提出すること。なお、提出する資料については、原則としてＡ４判縦長横書き両面印刷による紙媒体１部及び電子媒体とする。電子媒体は、電子メール等により電子データを提出することとし、ファイル形式は委託者が指定する形式によるものとする。

ア　４（１）のニーズ調査の報告書、令和９年度以降の事業提案書
（提出期限：令和９年２月 26 日（金））

イ　最終報告書（業務実績、事業の成果及び課題等を含む。）
（提出期限：事業終了後 10 日以内）

（３）必要に応じて、新城有教館高校や県教育委員会主催の会議や協議会での説明資料を作成すること。

8　成果物に関する権利等

（１）著作権の譲渡等については、別添契約書（案）第２条のとおりとする。

（２）県教育委員会に著作権を譲渡した著作物に関する著作者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を一切行使しないものとする。また、著作者人格権の不行使は、県教育委員会が必要と判断する限りにおいて、本契約終了後も継続するものとする。

（３）著作権の譲渡、著作者人格権の不行使、著作物の利用許諾等にかかる一切の対価及び経費は契約金額に含まれているものとする。

（４）上記に加え、受託者は、その他法的に保護に値するとされている第三者の権利・利益について確認し、成果物の引き渡しまでに適切な処理を行うものとする。

9　その他

（1）教育機関である学校で働く職員の一員としての自覚を持ち、生徒に対して、社会人の規範となる行動をとること。

（2）学校で業務を行う際は、名札を着用し、服装、言葉遣い等は学校内での業務にふさわしいものとし、学校に不快感を与えないよう十分注意すること。

（3）受託者及び本業務に従事する責任者、スタッフその他関係者は、生徒及び保護者との適切な関係の保持に十分留意すること。特に、個人的な連絡先の交換、SNS 等を利用した私的な連絡その他これらに類する行為を行ってはならない。また、生徒又は保護者との連絡は、学校が認める方法により行うものとし、必要に応じて新城有教館高校と連携の上で実施すること。

（4）受託者は、本業務に従事する責任者又はスタッフを配置しようとする場合には、事前に履歴書その他委託者が求める書類を提出し、委託者の承認を受けること。また、配置する者に変更が生じた場合も同様とする。

（5）個人情報及び関係者から提供を受けた資料・情報等については、管理・保管を十分に行うとともに、情報の外部漏洩防止に細心の注意を払うこと。

（6）受託者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。契約期間終了後も同様とする。

（7）受託者は、本委託業務に関して、法令を遵守し、誠実に委託業務を行うこと。

（8）委託業務を遂行する上で必要となる経費は、契約金額の範囲内で受託者が負担すること。

（9）原則として、この仕様書及び提出された企画書により業務を行うこととするが、それによりがたい細部項目や県との調整が必要な事項については、その都度、県教育委員会に相談し、指示を受けるものとする。

(10) 放課後学習支援事業及び不登校生徒等支援事業について、それぞれの経費を区分して管理すること。両事業に共通して発生する経費については、従事時間等の合理的な基準により按分すること。なお、事業終了後、決算報告書を提出すること。